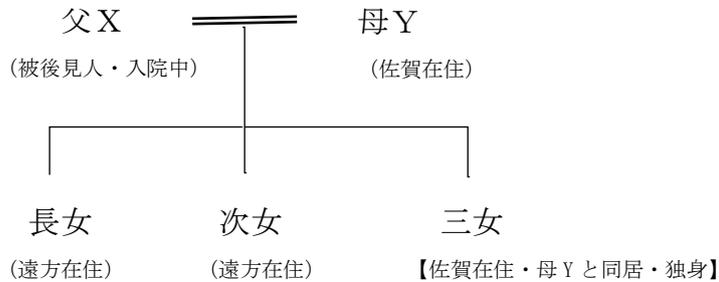


事例発表

司法書士 松瀬寿和

【家族関係図】



1 事実関係

- (1) 父 X は、司法書士松瀬及び三女を後見人とする後見開始の審判（権限分掌型）がなされている。
- (2) 母 Y は、現在はしっかりしているが、最近物忘れが多くなった。
- (3) 父 X と母 Y の世話をしているのは三女であり、長女と次女は婚姻して遠方で生活している。
- (4) 長女、次女、三女の関係は良好であり、長女と次女は、三女に父母の世話や財産の管理を任せることに抵抗はないと思われる。

2 相談内容（民事信託の要望）

- (1) 母 Y と三女より、母 Y が認知症になったときに備えて、母 Y（委託者兼受益者）と三女（受託者）の間で民事信託契約を行っておきたいとの相談があった。民事信託についてはネット等の情報で知った。
- (2) 母 Y の資産
 - ① 賃貸用不動産（土地建物） 3 棟（一部父 X と共有のものあり）
 - ② 預貯金 2000 万円～3000 万円
 - ③ 収入 年金、賃料等で月額 50 万円以上
- (3) 動機
 - ① 母 Y が所有する賃貸用不動産が古くなってきているため、価値が下落しすぎる前に適切な時期に売却したいと考えているが、そのときに認知症になっていたら売却できずに適切な時期を逸する不安がある。（すぐに売却する予定ではない。）
 - ② 賃貸用不動産の大規模修繕や賃貸借契約関係を適切に行いたい。
 - ③ 母 Y の判断能力減退後の生活費の管理や施設入所契約等を適切に行いたい。
 - ④ 特定の財産を特定の誰かに承継させたいわけではないし、母 Y の死亡後に特定の誰

かのために利用したいわけではない。(母Y死亡により信託終了を予定)

(4) 母Yの希望

- ① 三女しか近くにいないので、三女にすべてを任せたいと考えているが、自分がしっかりしている間は自分で管理を行いたい。(三女も同意)
- ② 自分が亡くなったときの遺産承継は、3人の娘で話し合っ決めてもらいたい。(三女もそれが望ましいと同意)

3 民事信託の検討(上記事実及び希望等を前提に)

(1) 民事信託を行うメリット

- ① 比較的自由に(第三者の許可等の必要なく)、不動産の売却や管理が可能。

(2) 民事信託を行うデメリット

- ① 民事信託組成費用、信託登記にかかる登録免許税の負担
- ② 信託口座開設手続きや税務上の届出等の受託者の手続き負担
- ③ 受託者に分別管理義務、忠実義務等の各種義務発生

(3) 民事信託を行う際に検討を要する事項

- ① 民事信託で十分な対応ができない本人の身上保護はどうするか?
- ② いつから民事信託契約の効力を生じさせるか?(何を停止条件とするか?)
- ③ 後継受託者はどうするか?

4 民事信託以外の検討

(1) より依頼者の希望を実現できる手続き、負担の少ない手続きはないか検討する。次の①から⑤の組み合わせも検討。

- ① 任意後見契約
- ② 遺言(公正証書か、自筆証書+保管制度か)
- ③ 財産管理等委任契約
- ④ 死後事務委任契約
- ⑤ 法定後見

(2) 費用負担、手続き負担を考慮し、依頼者に提案する。

5 本案件で依頼者と協議した結果

民事信託は行わず、任意後見契約+財産管理等委任契約締結。

- ① 民事信託では身上保護に十分に対応できないため、民事信託を行うにしても任意後見契約が不可欠。
- ② 任意後見契約を行うのであれば、それに加えて民事信託契約を行う必要性は低いと判断(不動産処分の自由度が多少下がっても、費用の負担、後継受託者不安、受託者の責任等を回避することを優先)。
- ③ 本人の財産保護・生活保護のため必要性があれば任意後見人でも不動産処分は可能。

- ④ 現在の状態（母Yによる管理）を尊重
- ⑤ 財産管理契約は、母Yが身体的に財産管理困難となることも想定し、任意後見契約発効までのつなぎの役割で、すぐに三女のみが管理を始めるものではない。
- ⑥ 遺言は現時点では作成する意味があまりない。
 - ・母Yとしては、3人の娘で話し合って決めることを希望している。
 - ・死亡時までには不動産が金銭となる可能性が高い
 - ・夫より先に死亡し、夫が2分の1を取得しても問題ない。（相続税の関係でむしろ好ましいかもしれない）
- ⑦ 法定後見（誰が後見人となるかわからない、不動産を適切な時期に処分してもらえないかわからない等）は避けたい。